

事務連絡
令和4年3月1日

指定障害福祉サービス事業所 管理者 様
(政令・中核市含む)

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

令和3年度社会福祉施設への退院受入支援事業の実施について

平素は、本県の障害福祉行政の推進に御理解と御協力をいただきお礼申し上げます。
このたび、標記の事業内容を一部改正しましたので下記のとおりお知らせします。

記

1 改正の概要

令和4年1月27日以降、以下について適用する（下線箇所：主な変更点）。

本県の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の実施期間中に感染患者を受入れた場合の補助額を従来の10万円/人から30万円/人に変更する。

2 事業の概要

(1) 目的

新型コロナウイルスの感染患者の急増により入院病床の運用が厳しい状況にあることから、当該疾患より回復した者のうち、退院に関する基準を満たした患者の社会福祉施設への受入れを促進するため、退院者を速やかに受入れた施設に対し、協力金を支給する。

(2) 補助要件（障害福祉関係）

以下の①～③の要件を全て満たす以下の入所系施設

障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、短期入所サービス事業所、宿泊型自立訓練等

- ① 新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保した医療機関より、新型コロナウイルス感染症の回復者について、令和3年2月25日付健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知に定める退院に関する基準を満たした場合、速やかに受入れること。
- ② 原則、10日間の継続入所（健康管理）を行うこと。ただし、10日を経ずに本人合意のもと退所（又は入院・死亡）した場合はこの限りではないこと。
- ③ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに退院患者を受入れること。

(3) 補助額

退院受入1人あたり10万円とする。ただし、補助額は予算の範囲内とする。

なお、本県の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の実施期間中に回復者の受入れ又はサービス提供を行った場合は1人あたり30万円とする（ただし、令和4年1月27日以降に限る）。

3 提出書類等

(1) 提出書類

以下の①～⑥について電子データを電子メールにより提出してください。

⑥については、原本をスキャンしてPDF形式等の電子データ化したものを電子メールにより提出してください。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 収支予算書
- ③ 事業計画書（別紙1、別紙1その2）
- ④ 誓約書
- ⑤ 債権者登録書
- ⑥ 入院医療機関から新型コロナウイルス感染症の回復者を受入れたことを証明できる書類（退院基準満了日又は退院日の記載がある書類）
例：退院基準満了証明書、退院証明書 等 ※PDFデータでご提出ください。

(2) 提出先

電子メール：shougaika@pref.hyogo.lg.jp

4 提出期限

退院患者の受入れ（入所）日の属する期間	申請書の提出期限
令和3年10月1日から令和4年2月28日まで	令和4年3月18日（金）
令和4年3月1日から令和4年3月31日まで	令和4年4月8日（金）

※期限に間に合わない場合は速やかに連絡してください。

5 その他

本事業は、施設単位ではなく法人単位での申請及び補助金交付を想定しているため、極力、法人内の複数施設の申請内容を「事業計画書（別紙1）」にとりまとめた上で、法人として一度に申請していただくようお願いします。

なお、同一の法人が複数回申請して補助を受けることは差し支えありません。

例：社会福祉法人Aの障害者支援施設ア、共同生活援助イ、…等の複数施設の受入れ内容を障害者支援施設ア（法人本部）がとりまとめて申請する。

【問い合わせ先】

<共同生活援助、短期入所以外>

障害福祉課 障害福祉基盤整備班 TEL 078-341-7711（内線 3012）

<共同生活援助、短期入所>

障害福祉課 障害政策班 TEL 078-341-7711（内線 2966）